

宮城県知事措置請求書

平成28年4月7日

宮城県監査委員 御中

請求人 〒980-0021

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン代表 野呂 圭
電話 022-227-9900

請求の趣旨

地方自治法242条1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城県議会議員から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

請求の理由

第1 本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、県政報告会従事、事務所県政相談応対等に対する人件費の名目で、合計484万1000円を充当したことについて、宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」に抵触し、ひいては宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例に違反しているので、違法かつ不当に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

第2 本件の事情

1 当事者について

- (1) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。
- (2) 安部孝議員は、宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年1月27日より宮城県議会議長の役職にある。

2 安部孝議員の政務活動費の支出状況

安部孝議員は、平成21年4月から平成27年11月にかけて、別紙支出一覧表記載のとおり、人件費として合計484万1000円を政務活動費から充当している。

請求人は安部孝議員に対する平成28年2月23日付公開質問（甲1の1、甲1の2）において、これらの人件費のうち代表的な23件合計102万3000円の政務活動費の支出を取り上げて、安部孝議員に対して支出の内容について説明を求めた。これに対し、安部孝議員は、甲2のとおり、各支出について説明した。

安部孝議員の説明に基づくと、本件23件の人件費の支出は以下の3つに区分されることとなる（なお、以下に掲げるNo.は、公開質問の別表（甲1の3枚目）の番号である。）。安部孝議員の人件費に関する政務活動費の支出の全体合計484万1000円についても、おおよそこの3つの類型に分けられると考えられる。

第1類型 県政報告関連（No.3, 13, 15, 19, 21, 23）

具体的には、No.13については県政報告会におけるアマチュアバンドからの音響機材借り上げ等に関する会議費、No.3, 15, 19, 21, 23については県政報告書作成配付等に関する人件費、県政報告会場費に関する支出となっている。

第2類型 事務所県政相談応対（No.1, 2, 4ないしNo.12, 14, 16, 20）

第3類型 個別の視察、調査、セミナー関連（No.17, 18, 22）

第3 必要な措置を講ずべきこと

1 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(1) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり、地方自治法第100条第14項及び第16項、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下、「条例」という。），宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出が許されるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（条例16条）。そして各会派は、政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（条例2条），今回問題となっている人件費については「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている（条例別表）。

(2) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」によれば、「政務活動費を充当するに適しない例」として、「後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。」と定められており（「政務活動費の手引き」6頁等），不適切な支出の具体例として「後援会活動としての報告会等の開催経費」が挙げられている。

さらに手引きでは、人件費の充当指針を以下のとおり定めている（「政務活動費の手引き」14頁）。

「政務活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、従事している実態に応じて政務調査費を充当することができる。ただし、生計を一にする親族を雇用する場合は対象外とする。

人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある。

会派又は議員が、事務所職員に政務活動の補助業務のほか、それ以外の業務（政党活動や後援会活動等）も兼ねて従事させている場合には、勤務実績表（勤務日誌）に基づく勤務時間により按分して充当するか、政務活動に従事した割合（平均時間、日数等）で按分して充当する必要がある。

なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。」

2 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したこと

以下、当オングルズマンが安部孝議員に対して公開質問を行った23件合計102万3000円の人物費の支出について、各類型ごとに違法不当であることを述べていく。前述のように、この23件は安部孝議員の人物費の支出全体の中から代表的なものを抽出したものであるから、23件いずれも違法不当であることとなれば、安部孝議員の人物費の支出全体が違法不当であると推定すべきである。

(1) 県政報告会の支出について（第1類型）

ア 後援会活動としての報告会等の開催経費への政務活動費の支出は許されないこと

前述したとおり、「政務活動費の手引き」では、後援会活動としての報告会等の開催経費について政務活動費を支出することは不適当であると定められている。

安部孝議員の説明に基づけば、No.13については県政報告会におけるアマチュアバンドからの音響機材借り上げ等に関する会議費として支出したとされている（ただし、もともとは「人物費」での計上であり、請求人の公開質問を踏まえ、「会議費」と項目修正する意向である旨返答があったものである。（甲2 1枚目参照。））。しかし、平成25年9月1日に開催された県政報告会は「安部たかし後援会」が主催したものである。したがって、No.13は後援会活動としての報告会等の開催経費に当たるので政務活動費を支出することは許されない。

また、No.13と同様の理由により、No.3, 15, 19, 21, 23についても、「安部たかし後援会」が主催した県政報告会の開催経費に当たるから、政務活動費を支出することは許されない。

したがって、仮に安部孝議員の説明に基づいたとしても、No.3, 13, 15, 19, 21, 23の支出は「政務活動費の手引き」に抵触し許されない。

イ 安部孝議員の説明は極めて不合理であること

以下に詳述するように、安部孝議員の説明はいずれの支出についても極めて不合理なものでありおよそ信用できない。

(ア) アマチュアバンドからの音響機材借上げ（No.13）について

安部孝議員によれば、No.13については、平成25年9月1日に松島町磯崎の漁港施設で約300人規模の県政報告会を開催した際に屋外で音響設備がないため、多賀城在住のアマチュアバンドから音響機材の借上げ、運搬、セッティングをお願いしたことに対する会議費として政務活動費を支出したとのことである。しかしながら

この安部孝議員の説明は以下の点で不合理であり、およそ信用できない。

- a 安部孝議員の説明によれば、松島町磯崎の漁港施設においては平成27年8月9日にも300人規模の県政報告会が開催されたようだが（No.23の支出に対する甲2「質問2」の回答），このときの県政報告会では音響機材の借り上げのために政務活動費が支出されてはいない。つまり松島町磯崎の漁港施設において300人規模の県政報告会を開催するにあたっては、平成25年9月1日に借り上げたような音響機材はそもそも必要ないのである。そうすると、平成25年9月1日のNo.13の支出は、「音響機材の借り上げ」のための費用ではなく、もっぱら「アマチュアバンドへの報酬」であるというほかない。
- b また、アマチュアバンド等に対し、催し物等において演奏してもらった際には「演奏料」を支払うのが社会通念上常識である。社会通念に照らせば、No.13の支出はアマチュアバンドへの演奏料であることは明らかである。現に多賀城在住のアマチュアバンドの方は「演奏料として受領した」と述べているのであるから、社会通念上の取り扱いと一致しているのである。
- c そもそも安部孝議員は、No.13の支出を前述のように「人件費」として計上していた。「機材の借り上げ」であるならば人件費として計上していることが不合理である。安部孝議員自身、本件支出を人件費という演奏料と親和的な項目で処理していたのであるから、アマチュアバンドに対して演奏料を支払ったという認識があったというべきである。
- c 以上のとおり安部孝議員の説明はおよそ不合理であって信用できない。安部孝議員のNo.13の支出についての説明は虚偽であつて、No.13の支出は後援会主催の会合に政務活動費を支出したものであり、「政務活動費の手引き」に反する違法不当な支出であったと断すべきである。

（イ）県政報告会の会場設営費について

安部孝議員は、No.19、No.23については、県政報告会の会場設営のための人件費として支出したと説明している。しかしながらこの安部孝議員の説明は以下の点で不合理であり、およそ信用できない。

- a まずNo.23は、前述のとおり、平成27年8月9日に松島町磯

崎の漁港施設において開催された300人規模の県政報告会の会場設営の人物費とのことである。

しかし平成25年9月1日に同じ場所で同じ規模で開催された県政報告会では、会場設営のための人物費などは支出されてはいない（No.13）。したがって、平成27年8月9日だけかかる人物費が発生するということは全く不自然である。そして、300人規模の集会のために前日に12人が2時間、当日に22人が3時間も設営に当たるということも極めて不自然である。そうすると、そもそも会場設営のための人物費が必要ではなかったと考えるのが妥当である。

さらに言えば、No.23にしても、No.19にしても、そもそも「安部たかし後援会」が主催した県政報告会なのである。後援会が主催した県政報告会であれば、後援会の負担において会場が設営されるのが当然である。そうすると、県政報告会の会場設営のために人物費の支出を要することはなかったはずである。

- b また、安部孝議員の説明に基づけば、No.19とNo.23は、会場設営費、県政報告書の配布代、お茶代等の複数の費目の支出が1枚の領収証で処理されていることになるが、あまりに不自然で不透明な処理の仕方である。「雇用実態が客観的に確認できる証拠書類を適切に整理しておく必要がある」という「政務活動費の手引き」の規定からすれば、個々の費目ごとに領収証が作成されしかるべきである。したがって、複数の費目が混在しているという安部孝議員の説明は極めて不自然である。
- c 以上のとおりであるから、安部孝議員の説明はおよそ不合理であって信用できない。安部孝議員のNo.19、23の支出についての説明は虚偽であって、No.19、23の支出は「政務活動費の手引き」に反する違法不当な支出であったと断すべきである。

（ウ）県政報告書の配布のための人物費について

安部孝議員は、No.14、15、19、21、23について、県政報告書の配布のための人物費として支出したと説明している。しかしながらこの安部孝議員の説明は以下の点で不合理であり、およそ信用できない。

- a 安部孝議員は、県政報告書が発行されるたびに、県政報告書を郵送によるか、松島佐藤新聞店、河北新報普及センター利府青葉台販売所、河北新報普及センター利府販売所への折り込みチラ

シの形にして配布している。これらの方針によって県政報告書は広範に配布されているのであるから、さらに人件費をかけて県政報告書を配布する必要は認められない。どの地域のどの人間に県政報告書を配布しているのか実態が全く不明である。

b また、例えばNo.14を取り上げれば、平成26年6月5日に県政報告書が11000部印刷された後（甲3）（安部孝議員によれば、5月30日発行の県政報告書の配布にかかる人件費であるとのことであるが、直近で県政報告書が印刷されているのは6月5日だけであるので、5月30日発行の県政報告書とはこの6月5日に印刷されたものであるはずである。），同月11日に佐藤新聞店で推定1100枚（代金4158円から消費税を除くと3850円であり、1枚3.5円として計算すると1100枚となる。）（甲4），同月15日に松島佐藤新聞店で4000枚（甲5），河北新報普及センター利府販売所で1950枚（甲6），河北新報普及センター利府青葉台販売所で3550枚（甲7）がそれぞれ配布委託され、同月18日に34枚が郵便により配付されているので（甲8），残りの県政報告書は366枚となる。そうであるにもかかわらず、安部孝議員はNo.14において2500枚分の県政報告書の配布のための人件費を支払ったと説明しているのである。安部孝議員の説明は客観的な状況と全く齟齬しているのであるから、虚偽の説明をしているというほかない。

煩瑣になるのでここでは詳述を控えるが、他の県政報告書の配布についての安部孝議員の説明も、No.14と同様に虚偽のものとなっている。

c さらに既述したとおり、複数の名目が混在しているという安部孝議員の説明は極めて不自然であることも考えあわせれば、安部孝議員の説明はおよそ不合理であって信用できない。安部孝議員のNo.14, 15, 19, 21, 23の支出についての説明は虚偽であって、No.14, 15, 19, 21, 23の支出は違法不当な支出であったと断すべきである。

ウ 小括

以上のとおり、県政報告に関する人件費の支出についての安部孝議員の説明はすべて極めて不合理なのであるから、安部孝議員は説明のつかない事柄に政務活動費を支出したものとして、政務活動費の支出は違法不当であるというべきである。

(2) 事務所県政相談応対に関する人件費の支出について（第2類型）

ア 勤務実態が全く不明であること

No.1, 2, 4ないしNo.12, 14, 16, 20の領収証を見る限り、事務所における県政相談に応対したことに対する人件費であるという記載は一切なされていない。

領収証ごとに字体が異なっており、どれだけの人間がどの事務所で県政相談に応対しているのか全く不明である。

また県政相談に応対したというのであれば、安部孝議員に相談応対内容を記録するための記録簿等があつてしかるべきであるが、記録簿等が示されていないので、真に県政相談に応対しているのか全く不明である。

さらに、県政相談に応対する日時についてどのように取り決めていたのか、勤務契約の内容も全く不透明である。

イ 安部孝議員の説明は極めて不自然であって信用できないこと

(ア) 安部孝議員は、政務活動費の支出額を、3000円に日数を掛けて算出しているようである。しかし例えばNo.2, 6等のように、3000円に日数を掛けても政務活動費の支出額と一致しない場合には、1日分だけ1000円ないし2000円として政務活動費の支出額と一致するように調整している。1日3000円であるはずの県政相談応対のための人件費が政務活動費の支出額の帳尻を合わせるように1日だけ1000円になったり2000円になったりするのは不自然極まりないものである。

(イ) また安部孝議員は、県政相談応対時間は10時から15時のうち4時間程度であると説明して、県政相談応対のための人件費を100%支出している。しかし、10時から15時までのうち4時間ずっとひっきりなしに県政相談応対をしていたとは到底考えられない。実際に県政相談に応対していた時間の割合に従って支出額を変動させるか、政務活動費の支出額が実際の応対時間に従って按分されてしまるべきである。そうであるにもかかわらず、一切按分もされずに100%支出されているのであるから、不自然である。

(ウ) このように不自然な説明になっているのは、2つの原因が考えられる。

一つ目は、安部孝議員が全く虚偽の説明をしていることである。

二つ目は、安部孝議員が県政相談の応対に対する人件費であると説明したNo.1, 2, 4ないしNo.12, 14, 16, 20については、「政

務活動費の手引き」において「雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある」と定められているにもかかわらず、全く勤務実態を記録していないため、安部孝議員が苦し紛れに「県政相談応対のための入件費」であると説明したに過ぎないということである。

いずれにせよ、安部孝議員の説明を到底信用することはできないというべきである。

ウ 小括

以上のとおり、事務所県政相談応対に関する入件費の支出については、実態が全く不透明であるし、安部孝議員の説明も到底信用することができないものなのであるから、安部孝議員は説明のつかない事柄に政務活動費を支出したものとして、政務活動費の支出は違法不当であるというべきである。

（3）個別の視察、調査、セミナー関連の支出について（第3類型）

ア No.17 の支出について

（ア）安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.17については、平成26年9月16日に静岡県地域防災センターを視察した際に、防災関連についてアドバイスを受けている大学関係者に同行を求めたことから、この補助調査員の臨時職員の賃金として政務活動費を支出したことである。

（イ）安部孝議員の説明は極めて不自然であること

まずなぜ大学関係者の同行が必要であったのか全く不明である、安部孝議員によれば、静岡県の県議会議員や職員から静岡県の地震・津波・自然災害・防災教育等の取組みについて説明を受けたというのであるから、不明な点があれば静岡県の県議会議員や職員に説明を求めるべきのであって、同行した大学関係者から補助される必要はないはずである。

また本件調査の成果が、同行した大学関係者が所属する大学の協力を得て子どもたち向けの防災教育セミナーや防災指導員の普及拡大に反映されたとのことであるが、静岡県地域防災センターの視察内容のどの部分が成果に結びついたのか全く不明である。また子どもたち向けの防災教育セミナーや防災指導員の普及拡大について大学が関与しているのであれば、同行した大学関係者は大学の費用によって視察に

同行するべきである。

さらに言えば、補助調査員に対して人件費の支出が許されるのは、議員本人の調査活動だけでは十分な成果が上がらない場合に限られるべきである。

以上のように安部孝議員のNo.17に関する説明は、なぜ政務活動費を支出して大学関係者を同行させたのか理由が全く不明であることから、極めて不自然であるというべきである。

イ No.18の支出について

(ア) 安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.18については、船でカキ生産状況を調査した際の平成26年9月から11月分の人件費であるとのことである。

(イ) 安部孝議員の説明は極めて不自然であること

まず実際にどのような作業に対して人件費が必要となったのか全く不明である。

安部孝議員がこの調査の際の写真として示している写真の1枚目（甲2の資料No.6）は、安部孝議員の県政報告第30号（平成26年10月13日発行）の写真（甲2の資料No.7）と同一であることからすれば、船でカキ生産状況を調査したというのは、文部科学省のマリンサイエンスの調査事業として東京大学と県の水産部が合同で湾内調査を行ったことを指しているはずである。そうすると、文部科学省の調査事業であるうえ東京大学と県の水産部も関与しているのであるから、調査の必要経費は国ないし県から支出されているはずである。したがって、船でカキ生産状況を調査した際に、安部孝議員が政務活動費から人件費を支出することは到底考えられないのである。

よって、安部孝議員のNo.18に関する説明は極めて不自然である。

ウ No.22の支出について

(ア) 安部孝議員の説明

安部孝議員によれば、No.22については、平成27年7月19日に福島県相馬市の親子防災教育セミナー（ヨット、カヌー、水上バイク試乗を含む）における人件費であるとのことである。

(イ) 安部孝議員の説明は極めて不自然であること

実際にどのような趣旨での支出なのか全く不明であるが、何かにつけて説明不足である安部孝議員が、わざわざ「（ヨット、カヌー、水上バイク試乗を含む）」と言及していることからすれば、安部孝議員

はヨット、カヌー、水上バイク試乗に関する費用が発生したと言いたいのであろう。

しかし宮城桜友会（安部孝議員の母校学習院大学の宮城県における同窓会）のフェイスブックによれば（甲9），平成27年7月19日に実施された防災教育セミナーにおいては、宮城桜友会の会員の会社からヨット、カヌー、水上バイクを無料でレンタル提供されたとのことである。したがって、福島県相馬市の親子防災教育セミナーにおいて、安部孝議員が何に対して人件費を支出したのか全く不明なのである。

よって、安部孝議員のNo.22に関する説明は極めて不自然である。

エ 小括

以上のとおり、No.17, 18, 22についての安部孝議員の説明はいずれも極めて不自然なものとなっていることからすれば、安部孝議員は個別の視察、調査、セミナーに名を借りて説明のつかない事項に政務活動費を支出したとして、No.17, 18, 22の支出は違法不当な支出であるというべきである。

第4 結語

以上述べてきたように、人件費の支出の中の代表的な23件は、「政務活動費の手引き」に抵触するか、説明のつかない事項に支出されたものとして、すべて違法不当なものである。したがって、安部孝議員の人件費の支出全体も、代表的な23件の支出が違法不当であるとの同様の理由で違法不当であると推定すべきである。そうすると、現在宮城県議会議長という重責を負う安部孝議員が過去約6年間に政務活動費から人件費として合計484万1000万円余の多額の金員を違法かつ不当に支出してきたこととなる。

本件は、平成28年2月8日付で提起した住民監査請求事件と同様、①宮城県議会議員は「政務活動費の手引き」を軽視しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。とりわけ①人件費の支出について「政務調査活動従事分として」などと漠然としたことしか記録していない点は極めて問題である。これでは第三者において全く政務活動費の支出の内容をチェックできない。また、②会派が「政務調査活動従事分として」などという記載のみで政務活動費の充当を認めてきたことも極めて問題

である。会派のチェックはほぼ全くなされていなかったというほかない。

本件の問題の大きさと、安部孝議員が不合理な説明に終始してきたことに鑑み、監査に当たっては、政務活動費を支出した状況について議員から綿密に事情を聴取し、その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて、適切に事実認定することを求める。そして安部孝議員の説明を鵜呑みするのではなく、監査委員が独自に、領収証の発行者に対して事情聴取すること、関係諸団体のホームページの記載を調べたり資料の交付を求めたりして批判的に裏付け調査を行うべきである。

さらに、こうした政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添 付 資 料

平成21年度から平成26年度までの入件費の支出についての事実証明書
各1通

甲1ないし甲9 各1通

甲1の1 請求人による平成28年2月23日付公開質問書一式

の2 甲1の1の公開質問にかかる政務活動費の支出に関する領収証

甲2 安部孝議員による平成28年3月8日付回答書一式

甲3 平成26年6月5日付県政報告書印刷代にかかる領収証

甲4 平成26年6月11日付県政報告書折込料4158円の領収証

甲5 平成26年6月11日付県政報告書折込料12960円の領収証

甲6 平成26年6月11日付県政報告書折込料7371円の領収証

甲7 平成26年6月11日付県政報告書折込料13419円の領収証

甲8 平成26年6月18日付県政報告書送付代3038円の領収証

甲9 宮城桜友会のフェイスブックページの平成25年7月24日の記事を
プリントアウトしたもの

以 上

平成21年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	金額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	21.04.30	100,000	黒塗り	利府事務所人件費として 4~8月分(5ヶ月)	100	
	4月計	100,000				
2	21.05.31	50,000	黒塗り	松島町事務所人件費として 4~6月分(3ヶ月)	100	
	5月計	50,000				
3	21.06.30	50,000	黒塗り	仙台事務所パート代として 4~6月(3ヶ月)	100	
	6月計	50,000				
4	21.07.25	50,000	黒塗り	仙台事務所政務調査従事代として	100	
	7月計	50,000				
5	21.08.25	30,000	黒塗り	政務調査従事人件費として	100	公開質問別表No.1
	8月計	30,000				
6	21.09.30	120,000	黒塗り	利府事務所人件費として	100	
	9月計	120,000				
7	21.10.01	20,000	黒塗り	政務調査人件費として	100	
8	21.10.30	29,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
9	21.10.30	28,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
10	21.10.30	2,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
	10月計	79,000				
11	21.11.30	23,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
12	21.11.28	150,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
	11月計	173,000				
13	21.12.25	24,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
14	21.12.25	29,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
15	21.12.25	1,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
16	21.12.25	64,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
	12月計	118,000				
17	22.01.25	40,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
18	22.01.30	72,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
	1月計	112,000				
19	22.02.25	35,000	黒塗り	政務調査活動費として	100	
20	22.02.25	140,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	
	2月計	175,000				
21	22.03.30	47,000	黒塗り	政務調査活動人件費として	100	
	3月計	47,000				
	合計	1,104,000				

平成22年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	金額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	22.04.06	63,000	黒塗り	政務調査従事費用として	100	
	4月計	63,000				
2	22.05.25	56,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	公開質問別表No.2
	5月計	56,000				
3	22.06.20	40,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	公開質問別表No.3
	6月計	40,000				
4	22.07.31	31,000	黒塗り	政調従事として	100	
5	22.07.31	31,000	黒塗り	政調従事代として	100	
6	22.07.28	6,000	黒塗り	政務調査従事として	100	
	7月計	68,000				
7	22.08.26	50,000	黒塗り	政務調査従事費用として	100	
8	22.08.29	50,000	黒塗り	政調従事として	100	
	8月計	100,000				
9	22.09.30	61,000	黒塗り	政務調査代として	100	
	9月計	61,000				
10	22.10.17	130,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	10月計	130,000				
11	22.11.13	10,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
12	22.11.23	50,000	黒塗り	政務調査従事代として (県政報告会ビデオ、報告作成等)	100	
	11月計	60,000				
13	22.12.08	30,000	黒塗り	政務調査従事として	100	
14	22.12.01	52,000	黒塗り	政務調査従事として	100	
	12月計	82,000				
15	23.01.30	62,000	黒塗り	政務調査従事として	100	公開質問別表No.4
	1月計	62,000				
16	22.02.28	54,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	
	2月計	54,000				
	合計	776,000				

平成23年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	金額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	23.05.06	20,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	
2	23.05.19	40,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	
	5月計	60,000				
3	23.06.19	120,000	黒塗り	政務調査従事費として 6月分	100	
	6月計	120,000				
4	23.07.30	54,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月分	100	
	7月計	54,000				
5	23.08.10	50,000	黒塗り	政務調査従事費用として	100	
6	23.08.13	20,000	黒塗り	政務調査従事費用として 8月分	100	公開質問別表No.5
7	23.08.20	40,000	黒塗り	政務調査従事費用として 8月分	100	公開質問別表No.6
	8月計	110,000				
8	23.09.25	52,000	黒塗り	政務従事として 9月分	100	
	9月計	52,000				
9	23.12.22	20,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
10	23.12.20	60,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	12月計	80,000				
11	24.01.30	30,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
12	24.01.25	63,000	黒塗り	政務調査従事として	100	公開質問別表No.7
	1月計	93,000				
	合計	569,000				

平成24年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	支払額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	24.04.25	62,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	4月計	62,000				
2	24.05.20	30,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	5月計	30,000				
3	24.06.30	100,000	黒塗り	政務調査従事として(4月~6月)	100	
	6月計	100,000				
4	24.07.27	30,000	黒塗り	政務調査従事として(4月~7月)	100	
	7月計	30,000				
5	24.08.30	42,000	黒塗り	政務調査従事費として	100	
	8月計	42,000				
6	24.09.25	50,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	9月計	50,000				
7	24.10.30	36,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	10月計	36,000				
8	24.11.25	56,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	公開質問別表No.8
9	24.11.27	30,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	11月計	86,000				
10	24.12.23	50,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
11	24.12.20	40,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
12	24.12.25	40,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	12月計	130,000				
13	25.02.25	40,000	黒塗り	政務調査従事代	100	
	2月計	40,000				
14	25.03.30	30,000	黒塗り	政務調査従事代	100	
	3月計	30,000				
	合計	636,000				

平成25年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	支払額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	25.04.29	50,000	黒塗り	政務調査従事代として 4月分	100	公開質問別表No.9
	4月計	50,000				
2	25.05.23	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 5月分	100	公開質問別表No.10
	5月計	30,000				
3	25.06.10	20,000	黒塗り	政務調査従事代として 6月分	100	公開質問別表No.11
4	25.06.18	20,000	黒塗り	政務調査従事代として 6月分	100	公開質問別表No.12
	6月計	40,000				
5	25.07.06	30,000	黒塗り	政務調査従事費として (上半期分 H25.4~9月)	100	
6	25.07.25	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月分	100	
	7月計	60,000				
7	25.08.10	50,000	黒塗り	政務調査従事費として (7月~8月分)	100	
	8月計	50,000				
8	25.09.01	80,000	多賀城市 ○○○○	政務調査従事代として (県政報告会 従事として)	100	公開質問別表No.13
	9月計	80,000				
9	25.10.30	50,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月分	100	
	10月計	50,000				
10	25.11.30	50,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月・11月分	100	
	11月計	50,000				
11	25.12.21	30,000	黒塗り	政務調査従事代として	100	
	12月計	30,000				
12	26.01.30	50,000	黒塗り	政務調査人件費として (H25.12月~H26.1月分)	100	
	1月計	50,000				
13	26.02.25	50,000	黒塗り	政務調査従事費として 2月分	100	
	2月計	50,000				
14	26.03.25	40,000	黒塗り	政務調査従事代 2月、3月分	100	
	3月計	40,000				
	合計	580,000				

平成26年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	支払額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	26.05.25	30,000	黒塗り	政務調査従事費として 5月分	100	
	5月計	30,000				
2	26.06.29	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 6月分	100	公開質問別表No.14
	6月計	30,000				
3	26.07.20	20,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月分	100	公開質問別表No.15
4	26.07.25	20,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月分	100	
	7月計	40,000				
5	26.08.25	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 8月分	100	公開質問別表No.16
	8月計	30,000				
6	26.09.16	33,000	黒塗り	政務調査従事代として 9月分	100	公開質問別表No.17
	9月計	33,000				
7	26.10.31	100,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月～10月分	100	
	10月計	100,000				
8	26.11.27	10,000	黒塗り	政務従事代として 11月分	100	
9	26.11.24	48,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月～11月分	100	公開質問別表No.19
10	26.11.23	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 9月～11月分	100	公開質問別表No.18
	11月計	88,000				
11	26.12.20	50,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月～12月分	100	公開質問別表No.20
12	26.12.30	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月～12月分	100	
	12月計	80,000				
13	27.01.30	100,000	黒塗り	政務調査従事代として 10月～1月分	100	
	1月計	100,000				
14	27.02.25	80,000	黒塗り	政務調査従事代として 1月～2月分	100	
	2月計	80,000				
15	27.03.19	100,000	黒塗り	政務調査従事代 H26.12月～H27.3月	100	
	3月計	100,000				
	合計	711,000				

平成27年度 人件費(安部 孝)

No	年月日	支払額	支払先	明細	按分率(%)	備考
1	27.04.30	60,000	黒塗り	政務調査従事代として 4月分	100	
	4月計	60,000				
2	27.06.30	30,000	黒塗り	政務調査従事代として 4~6月分	100	
	6月計	30,000				
3	27.07.19	80,000	黒塗り	政務調査活動従事代 (7/19防災教育セミナー)	100	公開質問別表No.22
4	27.07.04	40,000	黒塗り	政務調査従事代として 6~7月分	100	公開質問別表No.21
5	27.07.30	20,000	黒塗り	政務調査従事代として 7月分	100	
	7月計	140,000				
6	27.08.09	95,000	黒塗り	政務活動補助従事として 8月分	100	公開質問別表No.23
	8月計	95,000				
7	27.09.30	60,000	黒塗り	政務活動従事費として 8、9月分	100	
8	27.09.10	10,000	黒塗り	政務活動従事費として 9月分	100	
9	27.09.10	30,000	黒塗り	政務活動従事費として 9月分	100	
	9月計	100,000				
10	27.10.03	20,000	黒塗り	政務活動従事費として 10月分	100	
11	27.10.05	20,000	黒塗り	政務活動従事費として 10月分	100	
	10月計	40,000				
	合計	465,000				